

第1079回教育委員会

令和2年2月12日
県庁舎教育委員会室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 令和元年度「未来に伝える山形の宝」登録について
(文化財・生涯学習課)

5 議 題

議第1号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)

議第2号 山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について (高校教育課)

議第3号 県立高校再編整備基本計画の一部改定について
(高校教育課高校改革推進室)

議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

議第4号の1 令和2年度山形県一般会計予算のうち教育委員会に関する事務に係る部分 (総務課)

議第4号の2 令和元年度山形県一般会計補正予算(第5号)のうち教育委員会に関する事務に係る部分 (総務課)

議第4号の3 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (総務課)

議第4号の4 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例案 (総務課)

議第4号の5 山形県職員定数条例等の一部を改正する条例案 (総務課)

議第4号の6 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案 (教職員課)

議第4号の7 第4次山形県総合発展計画の策定について (総務課)

6 閉 会

令和元年度「未来に伝える山形の宝」登録について

令和2年1月15日（水）開催の令和元年度「未来に伝える山形の宝」登録審査委員会（委員長 伊藤清郎^{いとうきよお}（山形大学 名誉教授））において、2件が登録に適すると県知事へ報告が行われ、下記のとおり推奨テーマ2件が新たに登録されましたので報告します。

なお、2月5日（水）に登録証交付式を実施いたしました。

記

1 今回登録された団体

○推奨テーマ

- ・ 栄華を誇った谷口銀山 在りし日の情景を後世へ（谷口銀山史跡保存会）
- ・ 萬世大路 山形県の近代化の礎となった明治日本における最先端の土木産業遺産
（歴史の道土木遺産萬世大路保存会）

2 その他

- ・ 山形県内の登録件数は 27件（重点8、推奨19） から 29件（重点8、推奨21） となります。
- ・ 「未来に伝える山形の宝」登録制度とは
文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や交流の拡大につなげていくことを目的に、地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録します。



「未来に伝える山形の宝」登録制度 令和元年度登録テーマ

1. 取組みの名称（推奨テーマ）

栄華を誇った谷口銀山 在りし日の情景を後世へ

2. 申請団体

谷口銀山史跡保存会

3. 主題

金山町谷口地区に、新庄藩初期に繁栄し、その財政に貢献したと伝えられている谷口銀山の遺構が残っている。この谷口銀山は、平治年間(1160年)に金売吉次信隆が現吉次山に銀山を発見したのが最初だという伝承がある。最盛期は寛永初年頃から元禄にかけてと言われる。舗の数は66、金堀居小屋3000軒、寺の数9ヶ寺、傾城町(遊郭)70軒、7か所の芝居小屋があり、花の都のように賑わっていた。てこ屋(精錬所)は56、ここの銀を牛1頭に32貫目ずつ7頭の牛につけ、7か月間1日も休むことなく城下に運んだくらいの大盛りが70年間続いたという。谷口銀山神明神社の神明宮は、新庄二代藩主が楯山神明神社の新明宮を新庄城中に祀った後に楯山に奉遷され、谷口銀山には新庄神明宮の分霊を奉じて祀られている。

現在谷口銀山跡には当時をしのぶ舗跡が見られ、一部は復元されて実際に坑道に入って通り抜けできる。銀山発祥と言われる吉次山には、もと谷口銀山にあった神明神社の他4つの神社が祀られていて、地区民がお参りに訪れている。集落には当時からの家が残っており、鉦山師と言われた人たちの子孫も続いている。

多くの歴史的文化遺産が風化してしまっている現在、谷口銀山稼働時にあったものが現在にも続いており、舗跡が残る谷口銀山跡は当時の様子を体験できる数少ない場所である。地区の有志で組織する谷口銀山史跡保存会が主体となって魅力を伝え、見て、触って、体験できる町の歴史として後世に残していく。

4. 取組みの実施エリア

金山町谷口地区 他

5. 活動内容

- ①谷口銀山跡の修繕工事
- ②史跡等の整備と維持管理
- ③構成文化財の調査と報告書の作成
- ④現地研修と学習会
- ⑤情報発信
- ⑥史跡保存会の人材育成

「未来に伝える山形の宝」登録制度 令和元年度登録テーマ

1. 取組みの名称（推奨テーマ）

萬世大路 山形県の近代化の礎となった明治日本における最先端の土木産業遺産

2. 申請団体

歴史の道土木遺産萬世大路保存会

3. 主題

萬世大路は、明治初期の統一山形県令三島通庸と、統一福島県令山吉盛典が、米沢―福島間に荷馬車道を新設することによって両県の交流が便利になり発展するとして、当時としては国内でも極めて大規模な道路工事を共同で実施した。工事は山形県側が「刈安新道」、福島県側が「中野新道」と称し、明治9年に着工して明治14年に完成した。完成した道路は全長48.3kmに及び、栗子隧道をはじめ5本のトンネル、相生橋等の30か所の橋梁が建設された。このうち、県境の栗子隧道は876mという当時日本最長のトンネルであり、当初は手掘りで遅々として進まない工事であったが、のちに世界に3台しかなかった蒸気エンジンの米国製削岩機を導入して工事が行われた。同年10月には、東北巡幸中の明治天皇を迎えて開通式が催され、翌年に明治天皇より「萬世大路」と命名された。

平成8年、萬世大路―栗子峠越えが文化庁選定「歴史の道百選」となり、平成24年には土木学会選奨土木遺産に認定されている。また、平成20年に栗子隧道が経済産業省の近代化産業遺産に認定されるなど、歴史的・学術的に高く評価されている。

歴史の道土木遺産萬世大路保存会は、平成18年に「歴史の道土木遺産萬世大路を地区の遺産として後世に保存することを目的」として萬歳の松保存会を改称して発足し、万世地区の全戸と賛助会員をもって構成されている。

山形県の近代化に大きく貢献し、明治日本の近代土木産業遺産として高く評価される萬世大路の歴史を明らかにし、多くの人に知ってもらい、これからも良好な状態で未来へと伝える保存・利活用の活動を行っていく。

4. 取組みの実施エリア

米沢市万世地区 他

5. 活動内容

- ①国道13号維持サポーター事業
- ②萬世大路散策道整備活動・ガイド
- ③萬世大路交流事業
- ④機関紙ほか発行事業等
- ⑤萬世大路の歴史研究

議第 1 号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則を次のように制定する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和 40 年 4 月県
教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（非常勤職員の勤務時間及び休暇等）

第18条 条例第17条の勤務時間については、1日につき7時間45分を超えず、か
つ、常勤の学校職員の1週間当たりの勤務時間を超えない範囲内において、
県教育委員会が別に定める。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第
41条第3号に規定する許可を受けた場合においては、当該許可に係る勤務時
間とする。

2 条例第17条の休暇等については、常勤の学校職員との権衡を考慮して、県教
育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

令和 2 年 4 月 1 日の会計年度任用職員制度の開始に合わせて非常勤職員（再任用短
時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇等を定めるために提案するものである。

令和 2 年 2 月 12 日提出

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）
 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>第18条 この規則の施行に関し、必要な事項は、 県教育委員会が定める。</p>	<p>(非常勤職員の勤務時間及び休暇等)</p> <p>第18条 条例第17条の勤務時間については、1日につき7時間45分を超えず、かつ、常勤の学校職員の1週間当たりの勤務時間を超えない範囲内において、県教育委員会が別に定める。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号に規定する許可を受けた場合においては、当該許可に係る勤務時間とする。</p> <p>2 条例第17条の休暇等については、常勤の学校職員との権衡を考慮して、県教育委員会が別に定める。</p> <p>第19条 この規則の施行に関し、必要な事項は、 県教育委員会が定める。</p>

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 概要

- 一般職の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇等について、条例の規定に基づき定めるもの。
- 規則には基準を規定し、詳細については別に定める。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（改正案）	要綱等
<p>（非常勤職員の勤務時間及び休暇等）</p> <p>第 17 条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇等は、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める。</p>	<p>（非常勤職員の勤務時間及び休暇等）</p> <p>第 18 条 条例第 17 条の勤務時間については、1 日につき 7 時間 45 分を超えず、かつ、常勤の学校職員の 1 週間当たりの勤務時間を超えない範囲内において、県教育委員会が別に定める。ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 41 条第 3 号に規定する許可を受けた場合においては、当該許可に係る勤務時間とする。</p> <p>2 条例第 17 条の休暇等については、常勤の学校職員との権衡を考慮して、県教育委員会が別に定める。</p>	<p>詳細については、規則に規定した基準に合わせ、現在の非常勤嘱託職員の勤務時間や休暇等を基にして整備</p>

※ 労働基準法 第 41 条第 3 号 に規定する許可（監視又は断続的労働）については、以下のものが想定される。

- 山辺高等学校 寄宿舍管理人
- 特別支援学校 寄宿舍警備員
- 同上 寄宿舍指導員

2 施行日

令和 2 年 4 月 1 日